

事業者の皆さんへ、法人市民税の申告納付をお願いします

法人市民税の申告納付と届け出

法人市民税は、資本金等や従業者数などの区分に応じて算出する均等割額と、法人税の額に税率14.7%を乗じて算出する法人税割額からなっています。市内に事務所や事業所を設置している法人は、市への申告納付と届け出が必要となります。

【申告納付制度】

法人市民税の納付方法は、納税通知書を受け取って税金を納めるのではなく、自ら税額を計算し確定申告などを行って納税する申告納付の制度をとっています。商業登記した法人のほか、地方税法で非課税とされるもの以外の団体などについても、事務所や事業所がある市への申告納付が義務付けられています。確定申告において、事業年度終了日（決算期末日）の翌日から原則2カ月以内に、税額を計算して申告納付を行ってください。

このほか中間申告・予定申告・修正申告などの申告もあり、それぞれについて期限内に納付がない場合、延滞金がかかることがありますのでご注意ください。

【法人の設立・設置の届出】

市内に本店などを置く法人を設立した場合や市外に本店などがある法人が市内に新たに事務所や事業所を設置した場合、設立・設置から20日以内に市へ「法人設立(設置)届」を提出する必要があります。

【法人情報に変更などがあつた場合の届出】

市に届け出ている法人の代表者、商号（法人名）、所在地、決算期などに変更があつた場合、速やかに「法人等の異動届」を提出してください。

※各様式は課税課窓口に用意しているほか、「設立(設置)届」と「異動届」は市ホームページからダウンロードできます

問い合わせ先 課税課（市役所2階3番窓口）☎32-2017



あなたの資金がつやまっ子の未来をサポート!

「つやまっ子・未来債」募集!

住民参加型市場公募債「つやまっ子・未来債」を発行します。公共施設の建設などの大規模な事業を行うときには、市債を発行して国や銀行などから資金を調達します。この住民参加型市場公募債は、使い道を明らかにして市民の皆さんから資金をお預かりし、その資金で事業を行うものです。

「つやまっ子・未来債」は、津山の未来を担う子どもたちのための事業の財源とし、今年度も小中学校施設耐震補強事業などに活用します。

発行総額	2億円
募集期間	11月18日(木)～25日(木)（金融機関休業日は除く）先着順。売り切れ次第終了
利率	11月17日(水)決定（国債の利回りを参考に若干上乗せして決定）
利払日	半年ごと（5月30日・11月30日）
発行日	11月30日(火)
償還年限	5年満期一括償還。償還日は平成27年11月30日
購入対象	市内に在住または通勤する20歳以上の個人、または市内に営業拠点などのある法人
購入限度額	1人（事業者）10万円～500万円（10万円単位）
取り扱い金融機関	津山信用金庫本店・市内各支店
必要書類など	購入時に取り扱い金融機関窓口へ預金通帳、通帳の印鑑、身分証明書（運転免許証・健康保険証など）をお持ちください

※発行に関する事など、詳しくは市ホームページをご覧ください

問い合わせ先 財政課☎32-2020

税金 Q&A 譲渡した原動機付自転車の納税は?

問 4月2日に原動機付自転車を知人に譲渡しましたが、軽自動車税の納税通知書が送られてきました。自分が税金を納めなければいけないのでしょうか?

答 軽自動車税は4月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されます。そのため、4月2日以降に譲渡したとしても、今年度は納税していただくこととなります。

なお、譲渡した場合、名義変更手続きをしなければ来年度も課税されることとなりますので、必ず手続きを行ってください。

問い合わせ先 課税課（市役所2階3番窓口）☎32-2017



サービス一時停止のお知らせ

市では地方税ポータルシステム（エルタックス）による地方税の電子申告を受け付けていますが、システム機器などの全面入れ替えに伴い、一時サービスが利用できなくなります。

市民の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

サービス停止期間 11月18日(木)～25日(木)
※11月26日(金)午前8時30分から通常どおり利用できます
停止するサービス エルタックスに関するすべてのサービス（「電子申告」「電子申請・届出」など）

問い合わせ先

法人市民税・固定資産税（償却資産）＝課税課（諸税係）☎32-2017

個人市民税（給与支払報告書など）＝課税課（市民税係）☎32-2015

地域公共交通の見直し

「地域公共交通総合連携計画」に基づく地域公共交通の見直しが、循環ごんごバスの路線変更（イオン津山への乗り入れなど）や加茂・勝北ごんごバスの増便（津山中央病院・イオン津山での折り返し）を皮切りに、10月からスタートしました。

厳しい財政環境下でも地域公共交通を維持・継続していくために、この見直しで路線を効率化し、利便性を高め、利用を促進したいと考えています。

また、公共交通を普段使わない人も含めて市民の皆さんの積極的なご支援をいただくため「バスサポーター制」を実施する予定です。

※「バスサポーター制」では、1口千円で会員となってバス交通を支援し、千円を限度にバスを利用することもできる仕組みなどを検討しています

問い合わせ先 交通政策課☎32-2075

2010 国勢調査

国勢調査の調査票を提出し忘れていませんか？

未提出の人は、調査票への記入、提出をお願いします！

国勢調査は、平成22年10月1日に日本に住んでいるすべての人が対象です。統計法により、調査対象者は調査票に記入したうえで提出する義務が定められています。

記入していただいた調査票は、封筒に入れて封をして調査員に渡すか、配布されている郵送提出用封筒に入れて市へ郵送してください。

◎調査票が届いていない場合や調査票を紛失した場合は、市へ連絡してください

◎国勢調査を装った不審な訪問者や電話、Eメールなどにご注意ください。不審に思ったときは、すぐに回答しないで速やかに市へ確認してください

封筒に入れる前に、記入に誤りがないか確認してね

皆さんのご理解とご協力をお願いします

問い合わせ先 協働推進課☎32-2032